

京都日台親善協会会則

- 第1条 (名称) 本会は京都日台親善協会という。
- 第2条 (目的) 本会は日本と中華民国(台湾)との親善を計り両国民の理解と親善を計り、文化・経済・教育などの交流並びに提携を促進し相互繁栄に寄与するを目的とする。
- 第3条 (事務所) 本会の事務所を京都市に置く。
- 第4条 (事業) 本会は前条目的達成のための次の事業を行う。
1. 日台両国民の親善の促進
2. 両国の文化・教育の交流の促進
3. 産業・貿易・観光などの経済交流の促進
4. その他本会の目的達成に必要と認められる事項
- 第5条 (会員及び会費) 1. 本会の会員は本会の趣旨に賛同し会員を以て構成し会員は年会費を納めなければならない。
2. 会員の入会に関しては会員の推薦者1名を必要とし、入会及び退会に関しては会長の承認を得るものとする。
3. 退会の場合既納会費は返還しない。
4. 第1項の会員は下記の各号会員とする。
(年会費) A 法人会員 2万4千円
B 個人会員 1万2千円
5. 本会の会員が本会の名誉・信用を毀損し又は秩序を乱した場合は理事会に於いて審議し除名することができる。
- 第6条 (役員) 1. 顧問 若干名 会長が之を委嘱する。
2. 名誉会長 数名 会長を歴任し、役員会で決める。
3. 会長 1名 本会を代表して会務を統括する。
4. 副会長 若干名
5. 専務理事 1名
6. 常任理事 若干名
7. 理事 若干名
8. 監事 若干名
- 第7条 (役員の選任) 1. 会長 これは副会長、専務理事、常任理事、理事のうち1名を会長とし総会において選任する。
2. 副会長、専務理事、常任理事、理事、監事は会長が選任し理事会で選任する。
- 第8条 (機関) 本会を運営するため下の機関を設け運営する
1. 総会 一年に一回会長が招集し議長には会長があたる。
会則の変更・予算・決算等その他の重要事項を決議する。
但し必要あるときは臨時にこれを招集することが出来る。
総会の成立は会員半数以上(委任状を含む)をもって成立し、議決は出席会員の過半数の賛成をもって承認とする。
2. 常任理事会 必要に応じ会長これを招集し会長・副会長・専務理事・常任理事・監事をもって構成し理事会を代表して重要事項を審議する。
3. 理事会 本会運営上の重要事項を審議し、緊急を要する事項は総会に代わって決議することが出来る。
4. 事務局 本会の会務を執行するため事務局を設置し職員を置き会長が任命することが出来る。
- 第9条 (会計) 本会の事業に必要な経費は会費・寄付金・その他の収入をもって之に充てる。
- 第10条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年 1月1日から当年12月31日迄とする。
- 附則
- 第11条 (施行期日) 本会則は平成21年4月20日より之を施行する。